不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し			
根拠法令等及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条			
	根拠条項	高齢者、	障害	者等の	移動等の円滑化の促進に関する法律第22条
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第 17条第3項の認定を取り消すことができる。

処 分 基 準